

新旧対照表〔2023 年 4 月 1 日実施〕

■ au でんき需給約款【法人】でんき L プラン負荷

改定前（旧）	改定後（新）
au でんき需給約款【法人】でんき L プラン負荷 2022 年 11 月 1 日実施	au でんき需給約款【法人】でんき L プラン負荷 2023 年 4 月 1 日実施
6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。 なお、本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。 （略）	6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款およびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）を遵守することを承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。 なお、本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。 （略）
7 需給契約の成立および契約期間 （略） (2)契約期間は、次によります。 イ～ロ（略）	7 需給契約の成立および契約期間 （略） (2)契約期間は、次によります。 イ～ロ（略） ハ お客さまの需要場所が、電気事業法第 20 条の 2 第 1 項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(2)イおよびロにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号ロに定める離島等供給が開始される日の前日とする場合があります。
8 需要場所 (1) 当社は、原則として、1 構内をなすものは 1 構内を 1 需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。ただし、当社は、一般送配電事業者の決定に従い、1 需要場所を決定することがあります。	8 需要場所 需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

なお、1 構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

(2) 当社は、1 建物をなすものは 1 建物を 1 需要場所とし、これによりがたい場合には、(3) によります。

なお、1 建物をなすものとは、独立した 1 建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1 建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

(3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

イ 居住用の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所といたします。

(イ)各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

(ロ)各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ハ)各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

ロ 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所といたします。

ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

ニ その他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を 1 需要場所とすることができます。

9 需給契約の単位 当社は、技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。	9 需給契約の単位 当社は、原則として、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。ただし、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたときを除きます。
10 供給の開始 (1) 一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。 (略)	10 供給の開始 (1) 当該一般送配電事業者等所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。 (略)
11 承諾の限界および遵守事項 (略) (3) お客さまは、本約款に定めのない事項で、一般送配電事業者が定める託送供給等約款を当社が遵守するために必要な事項について遵守していただきます。	11 承諾の限界および遵守事項 (略) (3) お客さまは、本約款に定めのない事項で、当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款を当社が遵守するために必要な事項について遵守していただきます。
13 【法人】でんき L プラン負荷 (略) (2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (略) (4)契約容量 (略) □ お客様が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場	13 【法人】でんき L プラン負荷 (略) (2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに当該一般送配電事業者等の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (略) (4)契約容量 (略) □ お客様が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。この場

合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 ただし，他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は，原則として，他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものいたします。 なお，当社または一般送配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。 （略）	合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 ただし，他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は，原則として，他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものいたします。 なお，当社または当該一般送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。 （略）
15 検針 検針は，お客さまごとに，原則として，各月ごとに一般送配電事業者が行ないます。	15 検針 検針は，お客さまごとに，原則として，各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。
17 使用電力量の計量 (1) 当社は，一般送配電事業者による検針によって計量された使用電力量により，16（料金の算定期間）に規定する算定期間における使用電力量を算定いたします。当社は，算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。 （略）	17 使用電力量の計量 (1) 当社は，当該一般送配電事業者等による検針によって計量された使用電力量により，16（料金の算定期間）に規定する算定期間における使用電力量を算定いたします。当社は，算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。 （略）
24 需要場所への立入りによる業務の実施 当社または一般送配電事業者は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 (1) 需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査 （略） (6) その他本約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社は一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務	24 需要場所への立入りによる業務の実施 当社または当該一般送配電事業者等は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 (1) 需給地点に至るまでの当該一般送配電事業者等の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査 （略） (6) その他本約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社は当該一般送配電事業者等の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務
25 電気の使用にともなうお客さまの協力 （略） (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものいたします。また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術	25 電気の使用にともなうお客さまの協力 （略） (2) お客さまが発電設備または蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）を当該一般送配電事業者等の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものいたしま

基準」といいます。），その他の法令等に従い，一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。	す。また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等に従い，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。
27 供給の中止または使用の制限もしくは中止 (1) 当社または一般送配電事業者は，次の場合には，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。 （略） □ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合 ハ 一般送配電事業者の電気工作物の修繕，変更その他の工事上やむをえない場合 （略） (2) (1)の場合には，当社または一般送配電事業者は，あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。 （略）	27 供給の中止または使用の制限もしくは中止 (1) 当社または当該一般送配電事業者等は，次の場合には，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。 （略） □ 当該一般送配電事業者等の電気工作物に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合 ハ 当該一般送配電事業者等の電気工作物の修繕，変更その他の工事上やむをえない場合 （略） (2) (1)の場合には，当社または当該一般送配電事業者等は，あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。 （略）
29 設備の賠償 お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。 （略）	29 設備の賠償 お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社または当該一般送配電事業者等の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。 （略）
33 需給開始後の需給契約の廃止または変更にとみなす料金および工事費の精算 (1) お客さまが，契約電流または契約容量を新たに設定し，または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合において，当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められた場合は，その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし，非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。 (2) お客さまが，電気の使用を開始され，その後，契約電流，契約容量の変更を行い，または需給契約を終了する場合に，当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から	33 需給開始後の需給契約の廃止または変更にとみなす料金および工事費の精算 (1) お客さまが，契約電流または契約容量を新たに設定し，または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合において，当社が託送供給等約款に基づき当該一般送配電事業者等から料金の精算を求められた場合は，その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし，非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。 (2) お客さまが，電気の使用を開始され，その後，契約電流，契約容量の変更を行い，または需給契約を終了する場合に，当社が託送供給等約款に基づき当該一般送配電事業者

工事費の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。	等から工事費の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。
34 解約等 (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。 (略) 二 お客さまが次のいずれかに該当し、またはそのおそれがあると判明した場合 (略) (Ⅱ)需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電業者に重大な損害を与えた場合 (Ⅲ)一般送配電業者に無断で一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合 (二)電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合 (略) (ト)24（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合 (略)	34 解約等 (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。 (略) 二 お客さまが次のいずれかに該当し、またはそのおそれがあると判明した場合 (略) (Ⅱ)需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当該一般送配電事業者等に重大な損害を与えた場合 (Ⅲ)当該一般送配電事業者等に無断で当該一般送配電事業者等の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合 (二)電気工作物の改変等によって不正に当該一般送配電事業者等の電線路を使用、または電気を使用された場合 (略) (ト)24（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当該一般送配電事業者等の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合 (略)
36 供給設備等の施設 (1) 需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）に至るまでの供給設備、引込口配線（需給地点からお客さまの引込開閉器に至るまでの配線をいいます。）、計量器等の施設については、託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者の責任で施設いたします。この場合、お客さまには、託送供給等約款に基づき当該施設に協力していただくとともに、一般送配電事業者から当社が当該施設に係る工事費等の支払いを求められる場合は、当社が負担した工事費等について、お客さまから申し受けることがあります。 (2) 付帯設備（お客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、託送供給等約款に	36 供給設備等の施設 (1) 需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）に至るまでの供給設備、引込口配線（需給地点からお客さまの引込開閉器に至るまでの配線をいいます。）、計量器等の施設については、託送供給等約款に基づき、当該一般送配電事業者等の責任で施設いたします。この場合、お客さまには、託送供給等約款に基づき当該施設に協力していただくとともに、当該一般送配電事業者等から当社が当該施設に係る工事費等の支払いを求められる場合は、当社が負担した工事費等について、お客さまから申し受けることがあります。 (2) 付帯設備（お客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、託送供給等約款に

に基づき一般送配電事業者が付帯設備を無償で利用できるものいたします。 (略)	に基づき当該一般送配電事業者等が付帯設備を無償で利用できるものいたします。 (略)
37 工事費負担金 お客さまが新たに電気を使用し、もしくは契約容量等を増加され、これにともない新たに供給設備を施設する場合、または、新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をともなわないで、お客さまの希望により供給設備を変更する場合で、当社が託送供給等約款に基づいて、一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受ける場合があります。	37 工事費負担金 お客さまが新たに電気を使用し、もしくは契約容量等を増加され、これにともない新たに供給設備を施設する場合、または、新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をともなわないで、お客さまの希望により供給設備を変更する場合で、当社が託送供給等約款に基づいて、当該一般送配電事業者等から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受ける場合があります。
39 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者から請求された費用の実費をお客さまから申し受ける場合があります。 なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受ける場合があります。	39 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、託送供給等約款に基づいて当該一般送配電事業者等から請求された費用の実費をお客さまから申し受ける場合があります。 なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受ける場合があります。
40 調査に対するお客さまの協力 一般送配電事業者は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。この場合、お客さまには、調査に対して次のとおり協力いただきます。 (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者の登録調査機関に通知していただきます。 (2) 一般送配電事業者は、調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線を提示していただきます。	40 調査に対するお客さまの協力 当該一般送配電事業者等は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。この場合、お客さまには、調査に対して次のとおり協力いただきます。 (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当該一般送配電事業者等の登録調査機関に通知していただきます。 (2) 当該一般送配電事業者等は、調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線を提示していただきます。
41 保安に対するお客さまの協力 一般送配電事業者は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。この場合、お客さまには、保安に対して次のとおり協力いただきます。 (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。	41 保安に対するお客さまの協力 当該一般送配電事業者等は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物について、保安の責任を負います。この場合、お客さまには、保安に対して次のとおり協力いただきます。 (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。

イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。	イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者等は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。												
附 則 （実施時期） 1.本約款は、2022 年 11 月 1 日から実施いたします。 （略）	附 則 （実施時期） 1.本約款は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。 （略）												
別 表 1 【法人】でんきLプラン負荷料金表 (1) 【法人】でんきLプラン負荷（北海道） イ 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table border="1" data-bbox="199 1161 1014 1273"> <tr> <td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td><td>310.00円（341.00円）</td></tr> </table> ロ 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table border="1" data-bbox="172 1369 1043 1476"> <tr> <td></td><td>税抜額 (税込額)</td></tr> </table>		税抜額（税込額）	契約容量1キロボルトアンペアにつき	310.00円（341.00円）		税抜額 (税込額)	別 表 1 【法人】でんきLプラン負荷料金表 (1) 【法人】でんきLプラン負荷（北海道） イ 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table border="1" data-bbox="1220 1161 2038 1273"> <tr> <td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td><td>340.00円（374.00円）</td></tr> </table> ロ 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table border="1" data-bbox="1193 1369 2065 1476"> <tr> <td></td><td>税抜額 (税込額)</td></tr> </table>		税抜額（税込額）	契約容量1キロボルトアンペアにつき	340.00円（374.00円）		税抜額 (税込額)
	税抜額（税込額）												
契約容量1キロボルトアンペアにつき	310.00円（341.00円）												
	税抜額 (税込額)												
	税抜額（税込額）												
契約容量1キロボルトアンペアにつき	340.00円（374.00円）												
	税抜額 (税込額)												

最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	21.79円 (23.96円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.50円 (30.25円)
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.89円 (33.97円)

(2) 【法人】でんきLプラン負荷（東北）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	300.00円 (330.00円)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.88円 (18.56円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.02円 (25.32円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.61円 (29.27円)

(3) 【法人】でんきLプラン負荷（東京）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円 (24.34円)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円 (30.63円)
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円 (34.35円)

(2) 【法人】でんきLプラン負荷（東北）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	336.00円 (369.60円)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円 (18.90円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円 (25.65円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円 (29.60円)

(3) 【法人】でんきLプラン負荷（東京）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	260.00円（286.00円）

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 （税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.07円 (19.87円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.07円 (26.47円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.79円 (30.56円)

(4) 【法人】でんきLプラン負荷（中部）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	260.00円（286.00円）

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 （税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.12円 (21.03円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.19円 (25.50円)

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	268.40円（295.24円）

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 （税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10円 (19.91円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円 (26.51円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円 (30.59円)

(4) 【法人】でんきLプラン負荷（中部）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	270.00円（297.00円）

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 （税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.39円 (21.32円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.45円 (25.79円)

300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25.87円 (28.45円)
---------------------------	--------------------

(5) 【法人】でんきLプラン負荷（北陸）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	220.00円 (242.00円)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.21円 (17.83円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	19.75円 (21.72円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.30円 (23.43円)

(6) 【法人】でんきLプラン負荷（四国）

（略）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	15.42円 (16.96円)

300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.13円 (28.74円)
---------------------------	--------------------

(5) 【法人】でんきLプラン負荷（北陸）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	275.00円 (302.50円)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.56円 (18.21円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円 (22.11円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65円 (23.81円)

(6) 【法人】でんきLプラン負荷（四国）

（略）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	15.84円 (17.42円)

120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.45円 (22.49円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23.10円 (25.41円)

(7) 【法人】でんきLプラン負荷（九州）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	270.00円 (297.00円)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	15.87円 (17.45円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.96円 (23.05円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23.68円 (26.04円)

3 負荷設備の入力換算容量

(略)

(4)電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝最大定格1次入力（キロボルトアンペア）×70パーセント

(略)

120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.87円 (22.95円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23.52円 (25.87円)

(7) 【法人】でんきLプラン負荷（九州）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	287.49円 (316.23円)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	16.61円 (18.27円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	21.70円 (23.87円)
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24.43円 (26.87円)

3 負荷設備の入力換算容量

(略)

(4)電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝最大定格1次入力（キロボルトアンペア）×70パーセント

(略)

4 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (略) (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 なお、検針日とは、原則として一般送配電事業者が検針を行った日といたします。 (略)	4 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (略) (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者等が検針を行った日といたします。 (略)
5 燃料費調整 (略) (3) 離島ユニバーサルサービス調整 (略) ハ 離島基準燃料価格は、52,500 円といたします。 (略)	5 燃料費調整 (略) (3) 離島ユニバーサルサービス調整 (略) ハ 離島基準燃料価格は、79,300 円といたします。 (略)

■ au でんき需給約款(低圧電力)

改定前（旧）	改定後（新）
au でんき需給約款(低圧電力) 2022 年 11 月 1 日実施	au でんき需給約款(低圧電力) 2023 年 4 月 1 日実施
6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。 なお、本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。 (略)	6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款およびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）を遵守することを承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。 なお、本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。 (略)
7 需給契約の成立および契約期間 (略) (2)契約期間は、次によります。 イ～ロ（略）	7 需給契約の成立および契約期間 (略) (2)契約期間は、次によります。 イ～ロ（略） ハ お客さまの需要場所が、電気事業法第 20 条の 2 第 1 項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(2)イおよびロにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号ロに定める離島等供給が開始される日の前日とする場合があります。
8 需要場所 (1) 当社は、原則として、1 構内をなすものは 1 構内を 1 需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。ただし、当社は、の決定に従い、1 需要場所を決定することがあります。 なお、1 構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。	8 需要場所 需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

(2) 当社は、1 建物をなすものは 1 建物を 1 需要場所とし、これによりがたい場合には、(3) によります。 なお、1 建物をなすものとは、独立した 1 建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1 建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。 (3)構内または建物の特殊な場合には、次によります。 イ 居住用の建物の場合 1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所といたします。 (イ)各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。 (ロ)各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。 (ハ)各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。 ロ 居住用以外の建物の場合 1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所といたします。 ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合 1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。 ニ その他 構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を 1 需要場所とすることができます。	
9 需給契約の単位	9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。 (略)	当社は、原則として、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。ただし、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたときを除きます。 (略)
10 供給の開始 (1) 一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。 (略)	10 供給の開始 (1) 当該一般送配電事業者等所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。 (略)
11 承諾の限界および遵守事項 (略) (3) お客さまは、本約款に定めのない事項で、一般送配電事業者が定める託送供給等約款を当社が遵守するために必要な事項について遵守していただきます。	11 承諾の限界および遵守事項 (略) (3) お客さまは、本約款に定めのない事項で、当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款を当社が遵守するために必要な事項について遵守していただきます。
13 【法人】低圧電力 (1)適用範囲 (略) □ 契約電流 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)または契約容量 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。 ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から当社または一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、	13 【法人】低圧電力 (1)適用範囲 (略) □ 契約電流 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)または契約容量 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。 ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当社または当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、

供給地点ごとに一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。 (略) (4) 契約電力 (略) □ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 4(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 (略)	供給地点ごとに当該一般送配電事業者等の供給条件により、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。 (略) (4) 契約電力 (略) □ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 4(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 (略)
15 検針 検針は、お客さまごとに、原則として、各月ごとに一般送配電事業者が行ないます。	15 検針 検針は、お客さまごとに、原則として、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。
17 使用電力量の計量 (1) 当社は、一般送配電事業者による検針によって計量された使用電力量により、16（料金の算定期間）に規定する算定期間における使用電力量を算定いたします。当社は、算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。 (略)	17 使用電力量の計量 (1) 当社は、当該一般送配電事業者等による検針によって計量された使用電力量により、16（料金の算定期間）に規定する算定期間における使用電力量を算定いたします。当社は、算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。 (略)
24 需要場所への立入りによる業務の実施 当社または一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 (1) 需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修ま	24 需要場所への立入りによる業務の実施 当社または当該一般送配電事業者等は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 (1) 需給地点に至るまでの当該一般送配電事業者等の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みま

たは検査 (略) (6) その他本約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務	す。), 改修または検査 (略) (6) その他本約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社または当該一般送配電事業者等の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務
25 電気の使用にともなうお客さまの協力 (略) (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等に従い、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。	25 電気の使用にともなうお客さまの協力 (略) (2) お客さまが発電設備または蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）を当該一般送配電事業者等の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等に従い、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。
27 供給の中止または使用の制限もしくは中止 (1) 当社または一般送配電事業者は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。 (略) □ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合 ハ 一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合 (略) (2) (1)の場合には、当社または一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。 (略)	27 供給の中止または使用の制限もしくは中止 (1) 当社または当該一般送配電事業者等は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。 (略) □ 当該一般送配電事業者等の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合 ハ 当該一般送配電事業者等の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合 (略) (2) (1)の場合には、当社または当該一般送配電事業者等は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。 (略)
29 設備の賠償 お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。 (略)	29 設備の賠償 お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。 (略)

33 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 (1) お客さまが、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合において、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。 (2) お客さまが、電気の使用を開始され、その後、契約電流、契約容量の変更を行い、または需給契約を終了する場合に、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から工事費の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。	33 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 (1) お客さまが、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合において、当社が託送供給等約款に基づき当該一般送配電事業者等から料金の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。 (2) お客さまが、電気の使用を開始され、その後、契約電流、契約容量の変更を行い、または需給契約を終了する場合に、当社が託送供給等約款に基づき当該一般送配電事業者等から工事費の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。
34 解約等 (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。 (略) へ お客さまが次のいずれかに該当し、またはそのおそれがあると判明した場合 (略) (ロ)需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合 (ハ)一般送配電事業者に無断で一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合 (二)電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合 (略) (ト)24（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合 (略)	34 解約等 (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。 (略) へ お客さまが次のいずれかに該当し、またはそのおそれがあると判明した場合 (略) (ロ)需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当該一般送配電事業者等に重大な損害を与えた場合 (ハ)当該一般送配電事業者等に無断で当該一般送配電事業者等の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合 (二)電気工作物の改変等によって不正に当該一般送配電事業者等の電線路を使用、または電気を使用された場合 (略) (ト)24（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当該一般送配電事業者等の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合 (略)
36 供給設備等の施設 (1) 需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）に至るまでの供給設備、引込口	36 供給設備等の施設 (1) 需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）に至るまでの供給設備、引込口

配線（需給地点からお客さまの引込開閉器に至るまでの配線をいいます。）、計量器等の施設については、託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者の責任で施設いたします。この場合、お客さまには、託送供給等約款に基づき当該施設に協力していただくとともに、一般送配電事業者から当社が当該施設に係る工事費等の支払いを求められる場合は、当社が負担した工事費等について、お客さまから申し受けることがあります。 (2) 付帯設備（お客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、託送供給等約款に基づき一般送配電事業者が付帯設備を無償で利用できるものといたします。 （略）	配線（需給地点からお客さまの引込開閉器に至るまでの配線をいいます。）、計量器等の施設については、託送供給等約款に基づき、当該一般送配電事業者等の責任で施設いたします。この場合、お客さまには、託送供給等約款に基づき当該施設に協力していただくとともに、当該一般送配電事業者等から当社が当該施設に係る工事費等の支払いを求められる場合は、当社が負担した工事費等について、お客さまから申し受けることがあります。 (2) 付帯設備（お客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、託送供給等約款に基づき当該一般送配電事業者等が付帯設備を無償で利用できるものといたします。 （略）
37 工事費負担金 お客さまが新たに電気を使用し、もしくは契約容量等を増加され、これにともない新たに供給設備を施設する場合、または、新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をともなわないで、お客さまの希望により供給設備を変更する場合で、当社が託送供給等約款に基づいて、一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受ける場合があります。	37 工事費負担金 お客さまが新たに電気を使用し、もしくは契約容量等を増加され、これにともない新たに供給設備を施設する場合、または、新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をともなわないで、お客さまの希望により供給設備を変更する場合で、当社が託送供給等約款に基づいて、当該一般送配電事業者等から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受ける場合があります。
39 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者から請求された費用の実費をお客さまから申し受ける場合があります。 なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受ける場合があります。	39 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、託送供給等約款に基づいて当該一般送配電事業者等から請求された費用の実費をお客さまから申し受ける場合があります。 なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受ける場合があります。
40 調査に対するお客さまの協力 一般送配電事業者は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。この場合、お客さまには、調査に対して次のとおり協力いただきます。 (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者の登録調査機関に通知していただきます。	40 調査に対するお客さまの協力 当該一般送配電事業者等は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。この場合、お客さまには、調査に対して次のとおり協力いただきます。 (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当該一般送配電事業者等の登録調査機関に通知していただきます。

(2) 一般送配電事業者は、調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線を提示していただきます。	(2) 当該一般送配電事業者等は、調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線を提示していただきます。
41 保安に対するお客さまの協力 一般送配電事業者は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。この場合、お客さまには、保安に対して次のとおり協力いただきます。 (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。 イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。	41 保安に対するお客さまの協力 当該一般送配電事業者等は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物について、保安の責任を負います。この場合、お客さまには、保安に対して次のとおり協力いただきます。 (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。 イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者等は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
附 則 1 本約款の実施期日 本約款は、2022 年 11 月 1 日から実施いたします。	附 則 1 本約款の実施期日 本約款は、2023 年 4 月 1 日から実施いたします。
別 表 1 【法人】低圧電力料金表 (1) 【法人】低圧電力（北海道） イ 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基	別 表 1 【法人】低圧電力料金表 (1) 【法人】低圧電力（北海道） イ 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基

本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電力1キロワットにつき	1,170.00円（1,287.00円）

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	16.06円（17.66円）

(2) 【法人】低圧電力（東北）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電力1キロワットにつき	1,150.00円（1,265.00円）

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	税抜額（税込額）	
	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	14.50円（15.95円）	13.17円（14.48円）

(3) 【法人】低圧電力（東京）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気

本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電力1キロワットにつき	1,211.00円（1,332.10円）

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	16.22円（17.84円）

(2) 【法人】低圧電力（東北）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電力1キロワットにつき	1,181.00円（1,299.10円）

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	税抜額（税込額）	
	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	14.92円（16.41円）	13.60円（14.96円）

(3) 【法人】低圧電力（東京）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気

を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電力1キロワットにつき	1,020.00円（1,122.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(イ) 平成 28 年 5 月 31 日まで

	税抜額（税込額）	
	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	15.71円（17.28円）	14.27円（15.69円）

(ロ) 平成 28 年 6 月 1 日から

	税抜額（税込額）	
	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	15.79円（17.36円）	14.36円（15.79円）

(4) 【法人】低圧電力（中部）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電力1キロワットにつき	1,040.00円（1,144.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	税抜額（税込額）
--	----------

を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電力1キロワットにつき	1,034.96円（1,138.45円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	税抜額（税込額）	
	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	15.81円（17.39円）	14.39円（15.82円）

(4) 【法人】低圧電力（中部）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電力1キロワットにつき	1,071.58円（1,178.73円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	税抜額（税込額）
--	----------

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	15.46円 (17.00円)	14.05円 (15.45円)

(5) 【法人】低圧電力（北陸）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額いたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約電力1キロワットにつき	1,060.00円 (1,166.00円)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(イ) 平成 28 年 5 月 31 日まで

	税抜額（税込額）	
	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	11.00円 (12.10円)	10.04円 (11.04円)

(ロ) 平成 28 年 6 月 1 日から

	税抜額（税込額）	
	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	11.04円 (12.14円)	10.08円 (11.08円)

(6) 【法人】低圧電力（四国）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額いたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	15.53円 (17.08円)	14.12円 (15.53円)

(5) 【法人】低圧電力（北陸）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額いたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約電力1キロワットにつき	1,115.00円 (1,226.50円)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	税抜額（税込額）	
	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	11.34円 (12.47円)	10.38円 (11.41円)

(6) 【法人】低圧電力（四国）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額いたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

	税抜額（税込額）
契約電力1キロワットにつき	1,015.00円（1,116.50円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	税抜額（税込額）	
	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	14.36円（15.79円）	13.04円（14.34円）

(7) 【法人】低圧電力（九州）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電力1キロワットにつき	920.00円（1,012.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	税抜額（税込額）	
	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	15.55円（17.10円）	14.02円（15.42円）

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金
（略）

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月

	税抜額（税込額）
契約電力1キロワットにつき	1,088.00円（1,196.80円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	税抜額（税込額）	
	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	14.68円（16.14円）	13.37円（14.70円）

(7) 【法人】低圧電力（九州）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電力1キロワットにつき	930.20円（1,023.22円）

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	税抜額（税込額）	
	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	15.70円（17.27円）	14.16円（15.57円）

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金
（略）

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月

の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 なお、検針日とは、原則として一般送配電事業者が検針を行った日といたします。 (略)	の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者等が検針を行った日といたします。 (略)
3 燃料費調整 (略) (3) 離島ユニバーサルサービス調整 ハ 離島基準燃料価格は、52,500 円といたします。 (略)	3 燃料費調整 (略) (3) 離島ユニバーサルサービス調整 ハ 離島基準燃料価格は、79,300 円といたします。 (略)